

七尾市にぎわい創出プロジェクト補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、七尾駅前から能登食祭市場までの御祓川大通り周辺の活性化及びにぎわい創出を図ることを目的とする七尾市にぎわい創出プロジェクト補助金(以下「本補助金」という。)を交付することについて、七尾市補助金交付規則(平成16年七尾市規則第44号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する個人又は団体とする。

- (1) 自らが事業主体となる者
- (2) 企画した事業全体を完了まで責任を持って遂行できる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団員ではない者又はそれらの者と密接な関係を有しない者

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、七尾駅前から能登食祭市場までの御祓川大通り周辺で行う事業であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 七尾駅前から能登食祭市場までの御祓川大通り周辺の活性化及びにぎわい創出に広く寄与する事業であること。
- (2) 当該年度内に完了する事業であること。
- (3) 特定の団体又は個人のみが利益を受ける事業でないこと。
- (4) 政治活動又は宗教活動に類する事業でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、報償費、旅費、会議費、賃借料、委託費、広報費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費、光熱水費、手数料及びその他市長が特に必要と認める経費とする。

(補助金の額と限度額)

第5条 本補助金の額は、補助対象経費の総額から参加費、協賛金、その他の事業収入及び本補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を差

し引いた額とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 本補助金の限度額は、1者あたり50万円とする。ただし、前年度以前に同一の補助対象事業により本補助金の交付を受けている場合は、1者あたり25万円とする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる事業と認める場合は、前2項に規定する額に1者あたり50万円を加算した額を交付する。

(1) 御祓川大通りの車道又は歩道で人の流れを創出する事業

(2) 他施設又は他イベントと連携し相乗的ににぎわいを創出する事業

(事業提案)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、七尾市にぎわい創出プロジェクト補助金事業提案書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出し、採択を受けなければならない。なお、前年度以前において、同一の補助対象事業について本補助金の交付を受けている場合も同様とする。

(1) 事業計画書

(2) 事業収支予算書

(3) 団体名簿

(4) 団体の規約等

(5) その他市長が必要と認める書類

(審査会の設置)

第7条 前条の規定により提出された事業提案の内容を審査するため、七尾市にぎわい創出プロジェクト補助金事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の庶務は、企画振興部企画政策課において処理する。

(組織)

第8条 審査会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第9条 委員の任期は、委嘱の日から第7条に定める審査事務が終了する日までとする。

(会長)

第10条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(会議)

第11条 審査会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事業の採否の決定等)

第12条 審査会は、第6条に規定する事業提案書の提出があったときは、これを審査し、その結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告があったときは、提案された事業の採択又は不採択を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第13条 前条の規定により提案した事業が採択された者は、規則第3条の規定により本補助金の交付申請を行うものとする。

2 前項の交付申請においては、第6条各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、既に提出した書類のうち内容に変更が生じない書類については、これを省略することができるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。